



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

*38 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)..... 1

公布された条例のあらまし

◇職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

平成23年台風第12号による災害に係る被災地へ派遣される職員及び当該被災地を所管する振興局等の職員を兼ねさせられる職員の住居手当について特例措置を講じました。(附則第17項及び附則第18項関係)

2 施行期日

平成23年10月1日から施行します。

条 例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年9月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第38号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

- 17 地方自治法第252条の17の規定に基づき、平成23年台風第12号による災害に係る被災地(次項において「被災地」という。)へ災害応急対策、災害復旧その他これらに関連する業務を行うために派遣され、住居を移転した職員のうち、当該派遣の期間中においても当該移転の直前に居住していた住宅を引き続き所有し、又は借り受けているものに支給する住居手当の月額は、第14条の5第2項の規定にかかわらず、当該移転の直前に居住していた住宅に係る住居手当の月額を同項に規定する額に加算した額とする。
- 18 被災地で災害応急対策、災害復旧その他これらに関連する業務を行うために被災地を所管する振興局等の職員の職を兼ねさせられ、住居を移転した職員のうち、当該職を兼ねさせられている期間中においても当該移転の直前に居住していた住宅を引き続き所有し、又は借り受けているものに支給する住居手当の月額は、第14条の5第2項の規定にかかわらず、当該移転の直前に居住していた住宅に係る住居手当の月額を同項に規定する額に加算した額とする。

附 則

この条例は、平成23年10月1日から施行する。